

UPOV条約について

UPOV条約の概要

UPOV(ユポフ)条約は1968年に発効し、締約国は全世界で74カ国・地域(EU及びOAPI^(注)を含む)
(Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétales: 植物の新品種の保護に関する国際条約)

目的

新しく育成された植物品種を各国が共通の基本的原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することを目的とする。

このため、UPOV条約においては、新品種の保護の条件、保護内容、最低限の保護期間、内国民待遇などの基本的原則を定めている。

UPOV加盟国(74カ国・地域)



※参考
WTO加盟国: 161カ国・地域

WIPO(世界知的所有権機関)
加盟国: 188カ国・地域

(2016年3月現在)

(注)アフリカ知的財産機構(OAPI)
アフリカ17か国からなる、知的財産に関する国際機関(本部: カメルーン)。
2014年7月にUPOVに加盟。

	91年条約(新条約) 締約国数: 55 (2016.3現在)	78年条約(旧条約) 締約国数: 19 (2016.3現在)
保護対象植物	全植物(締結後10年間の猶予)	24種類以上
出願前の国内譲渡に係る新規性の猶予期間	1年間	猶予期間なし。ただし、同盟国は最大1年の猶予期間を規定可能。
育成者権の存続期間	登録から20年以上 永年性植物は25年以上	登録から15年以上 永年性植物は18年以上
東アジア各国の加盟国と加盟年	<u>日本(1998年)</u> ← 韓国(2002年) シンガポール(2004年) ベトナム(2006年)	<u>日本(1982年)</u> <u>中国(1999年)</u>

※UPOVには新・旧の条約が併存しており、保護対象・権利の範囲等が異なる。共通して、保護の要件として、新規性、区別性、均一性、安定性、適切な名称の5条件及び、他の条件を追加してはならないとしている。